

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社西原環境	東京都港区海岸 3 - 2 0 - 2 0	0 1 - 0 1 1 5 6 5

注) 建設業許可番号「1 -」は国土交通大臣許可, 「2 -」は茨城県知事許可, 「3 -」は他県知事許可を表す。「5 -」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 7 月 28 日～令和 4 年 8 月 27 日（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株) 西原環境は、愛知県豊橋市発注の「いずみが丘処理場」の運転保守管理において、令和 3 年 8 月 19 日、従業員に水量の確認作業を行わせるにあたり、作業中又は通行中の労働者がマンホールから転落する危険を防止するための高さ 75 センチメートル以上の丈夫な柵等を設けるなどの転落防止に必要な措置を講じなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和 4 年 5 月 23 日付けで豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 2 第 1 5 号アに該当するため。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)